



GIGO設立条約

(正式名称: グローバル戦闘航空プログラム (GCAP) 政府間機関の設立に関する条約)

GCAP (ジーキャップ): Global Combat Air Programme, GIGO (ジャイゴ): GCAP International Government Organisation

背景・経緯

- 2022年12月に日英伊首脳は次期戦闘機(※)の共同開発に係る「グローバル戦闘航空プログラム (GCAP)」を発表。

※ 2035年頃から退役を開始予定であるF-2戦闘機の後継機。

- GCAPの実施に当たり、日英伊は、政府間の効率的な協業体制を確立するため、GCAPの管理等を3か国のために行う国際機関を設立することで一致。

- 2023年 1月 締結交渉を開始
- 2023年 5月 第1回首席交渉官交渉
- 2023年 6月 第2回首席交渉官交渉、大枠合意
- 2023年12月 署名



主な内容

<「GCAP政府間機関(GIGO)」の地位、任務等>

- 締約国代表による運営委員会及びGCAPのために活動するGCAP実施機関によって構成。
- 国際法上及び国内法上の法人格を有する。
- 本部は英国に設置。本部に加え、締約国内に支部を設置可能。
- GCAP実施機関は、GCAPの全般的な運営、契約の締結、年次予算及び長期的な財政計画の提出、締約国の法令等に従った輸出の管理及び支援等の業務を行う。また、各締約国が指名する監査人への情報提供等を行う。
- 秘密情報を保護する。

<締約国の義務等>

- GIGOの資金(運営及び事業の予算)のために拠出する。
- GIGO及びその職員等の特権・免除を付与する。
- 法的義務及び規則に従い(※)、並びに国家安全保障上の利益を踏まえ、可能な限り、他の締約国の輸出の意図を支援する。
- 秘密情報を保護する。

(※) 防衛装備移転三原則及び同運用指針も「法的義務及び規則」に含まれる。

締結の意義

- 3か国の政府と民間企業との間の協業を一元的に管理・運営する体制が構築され、GCAPの円滑な実施に資する。
- 国際機関を設立することで、新たな技術の利用による防衛能力の向上、我が国の産業面での繁栄及び安全保障への寄与、さらには、我が国の国際的な影響力への寄与も期待される。

